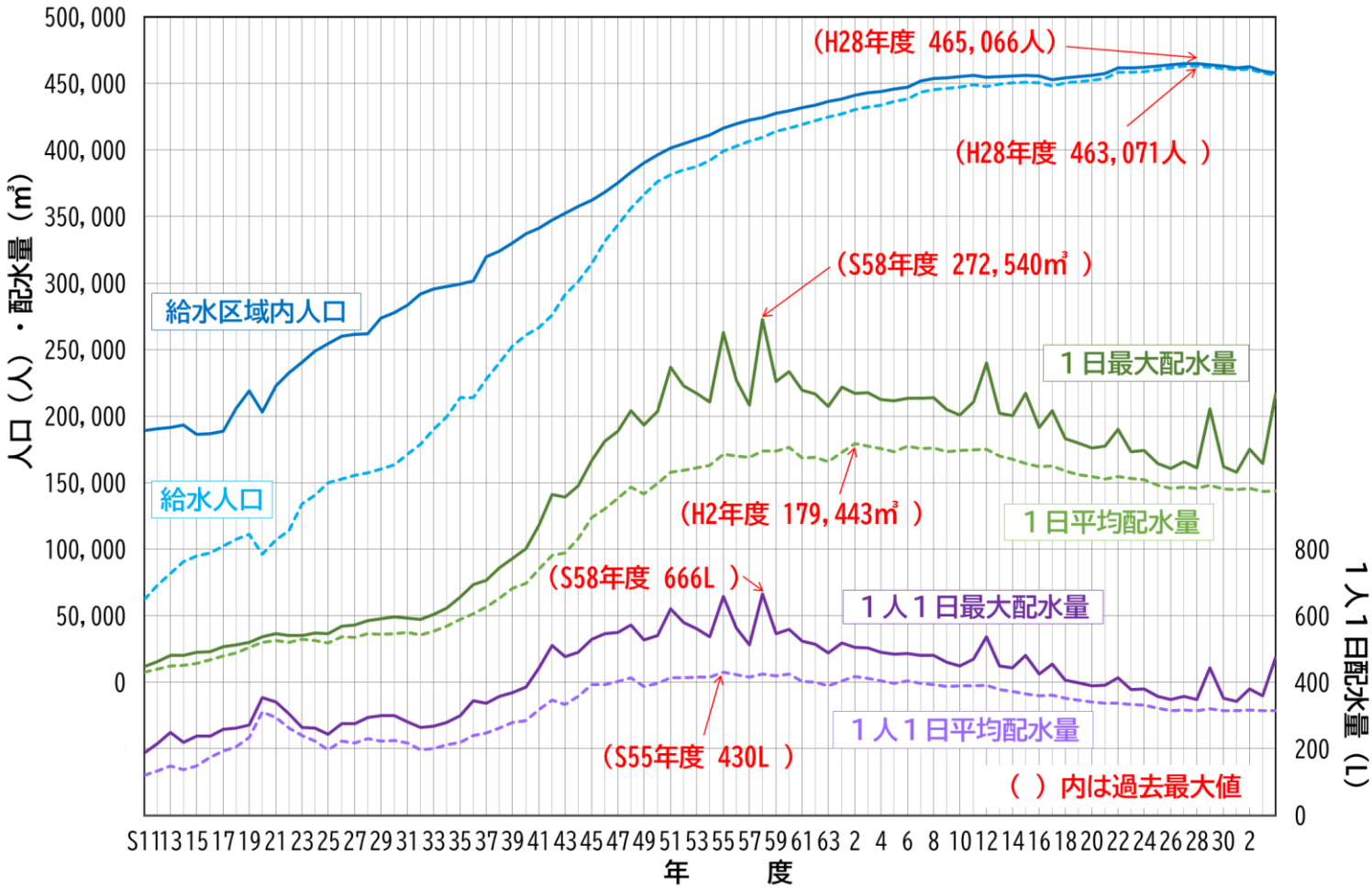


議事第1号 「水道水源保全条例制定の経緯について」

水道事業データ(令和4年度)

行政区域内人口	458,005 人
給水人口	457,845 人
行政区域普及率	99.6 %
年間配水量	52,542 千m ³
1 日平均配水量	143,952 m ³
1 日最大配水量	216,591 m ³ (1 月27日)

人口・普及率は令和4年4月1日現在



金沢市

末浄水場



犀川ダム



犀川浄水場

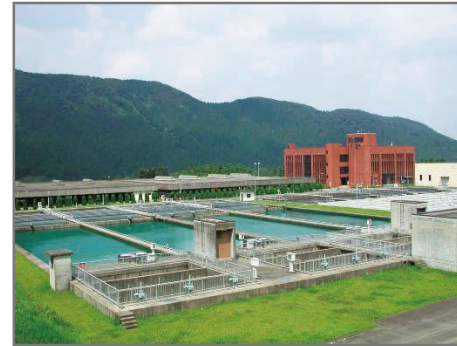


内川ダム

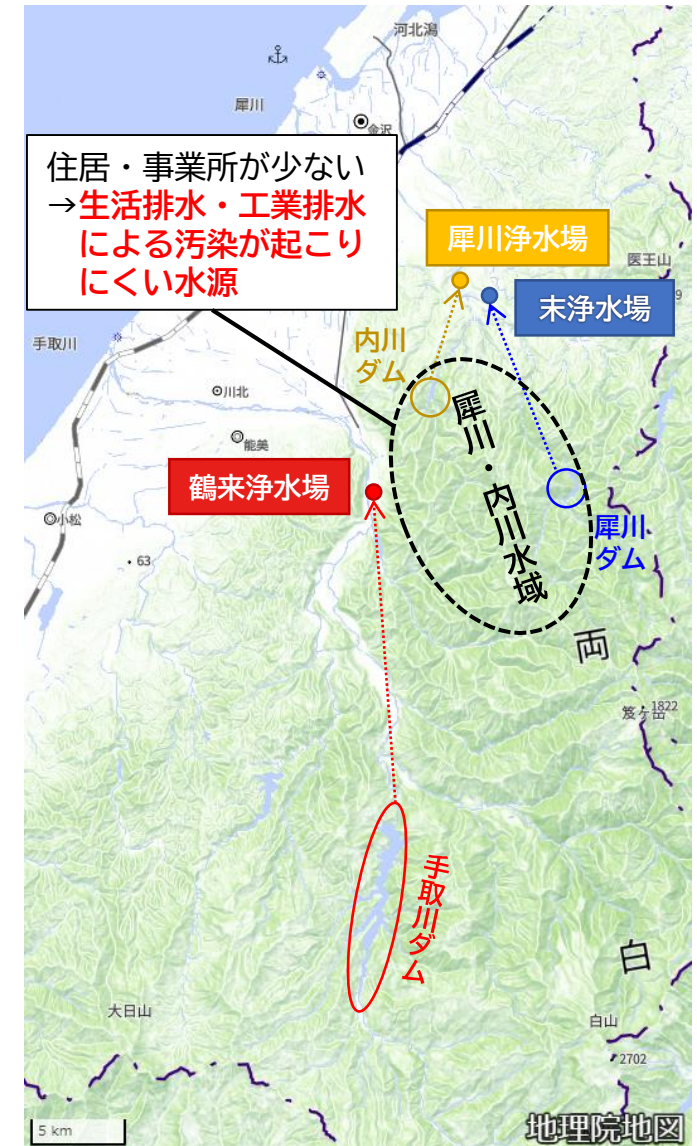


石川県

鶴来浄水場



手取川ダム



鶴来浄水場



四十万中配水場



県水系
…主に西部地域

犀川系
…主に北東地域

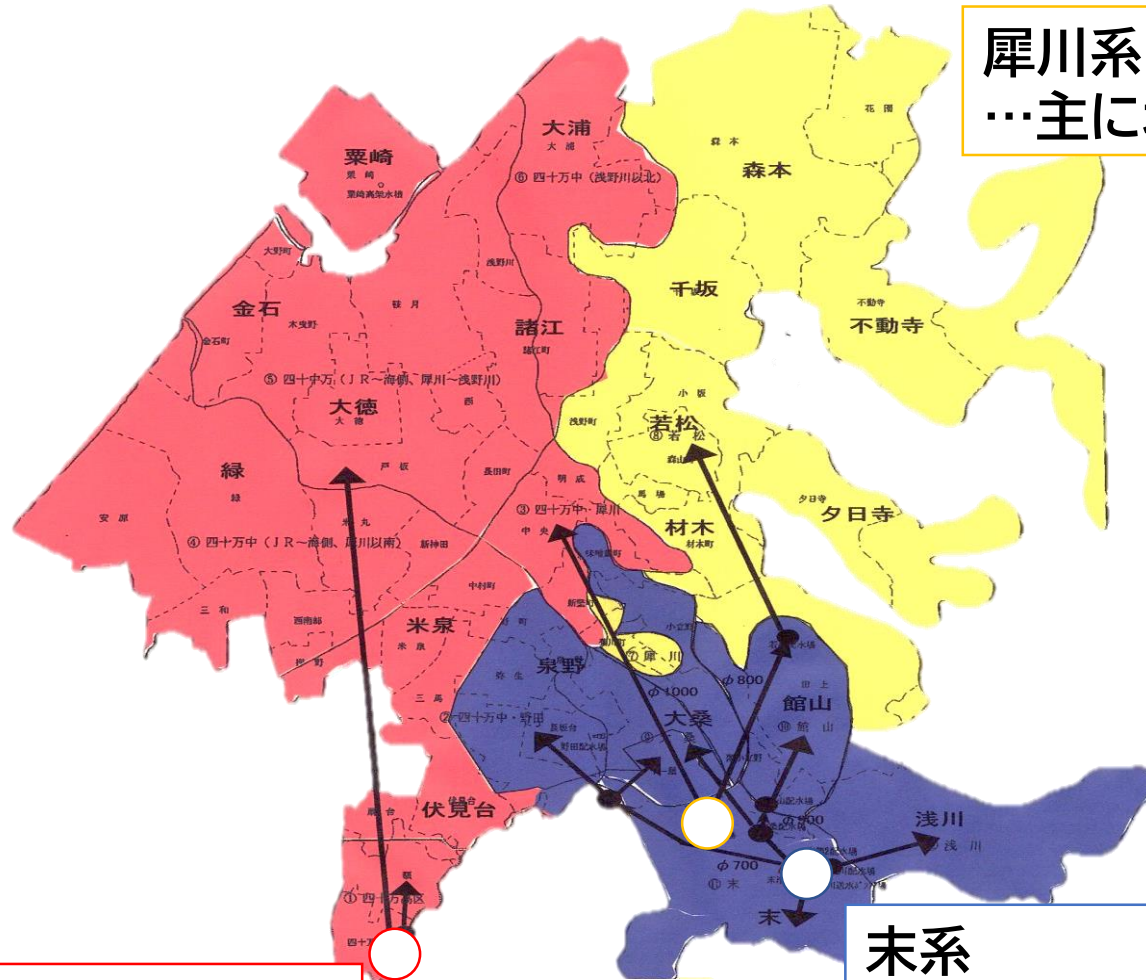
犀川浄水場



末浄水場



末系
…主に南東地域・
市中心部(旧市街)



「犀川ダム」「内川ダム」 → **清浄な水源**

…上流のダム集水区域に人家・事業所が少なく、
生活排水・工業排水による汚染が起こりにくい



平成10年代：**ダム湖・集水区域の水質悪化のおそれ**

…広域基幹林道「犀鶴線」の開通等による入山者増加、
開発計画等の進行

- ・ダム湖畔への不法投棄の増加
- ・集水区域中の建築物からの排水流入量の増大



金沢市・市民・事業者等が一体となって水源を保護する枠組みとして
平成18年「**金沢市における水道水源の保全に関する条例（水源保全条例）**」施行



「金沢市における水道水源の保全に関する条例」の概要

資料 1

目的（第1条関係）

水道法第2条第1項に基づき、本市の水道に係る水質の汚濁を防止し、清浄な水を確保するため、市、市民等及び事業者が一体となって、水道水源の保全に努め、もって市民の生命及び健康を守ることを目的とする。

市の責務（第3条関係）

- ①水道水源の水質の保全のために必要な施策を策定し、及び実施しなければならない。
- ②市の策定する施策に市民及び事業者の意見を反映させるよう努める。
- ③施策の実施に当たっては、市民及び事業者の理解と協力を求めるための措置を講ずる。

市民の責務（第4条関係）

市民などは、水道水源の水質の保全に努めるとともに、市の策定した施策に協力しなければならない。

事業者の責務（第5条関係）

事業者は、事業活動を行うに当たっては、水道水源の水質の保全のために必要な措置を講じ、市の策定した施策に協力しなければならない。

水道（第10条、第13条）
水道水源保全審議会関係

意見聴取

建議

水道水源保全区域の指定（第6条関係）

管理者は、水道水源の保全のために必要な区域を水道水源保全区域として指定することができる。

意見聴取

建議

助言又は指導（第9条関係）

管理者は、届け出に係る行為により、生活排水又は事業排水の排出の恐れがあると認めるときは、届け出者に対し、必要な助言、指導を行う。

援助（第10条関係）

- ①管理者は、必要な場合、技術的な援助をし、又は予算の範囲内で、財政的な援助をすることができる。
- ②管理者は、市民、事業者等による水道水源の水質の保全のための活動に対し、必要な支援をすることができる。

行為の届出（第7条、第8条関係）

水道水源保全区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

- ①生活排水又は事業排水の発生原因となる建築物その他の工作物の新築、改築、増築、移転、除却又は大規模な修繕若しくは模様替え。
- ②宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更

《適用除外》

- (1) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- (2) 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で管理者が定めるもの

※国及び地方公共団体の行う行為については、そのほとんどが通常管理行為と考えられるため適用除外となる。

水道水源の保全のため必要な区域として、本市の水源の全集水域に及ぶ犀川、内川両水域を「水道水源保全区域」として指定（約10,825ha）

(単位:ha)		犀川水系	内川水系	計
保全区域（集水面積）		7,100	3,725	10,825
保安林面積	国有林	6,090	276	6,366
	県有林	-	8	8
	民有林	350	1,074	1,424
その他の面積		660	2,367	3,027

【犀川水域の現状】

犀川水域については、そのほとんどが国有林で「犀川源流生物群集保護林」「白山山系緑の回廊」「県自然環境保全地域特別地区」などに指定され、保安林として適正に管理されており、現在に至るまで良好な水質の水道水源を保っている。

【内川水域の現状】

内川水域においても、民有地がその大半を占めるものの、その区域のほとんどが森林のため、犀川水域と同様、現在に至るまで良好な水質の水道水源を保っている。



水道水源保全区域内における規制等

- 区域内における行為に対し届出を義務付け（第7条、第8条関係）
 - ①排水の発生原因となる建築物の建築等
 - ②宅地造成、土地開墾、形質変更等

金沢市が行為者に指導・助言を実施（第9条関係）

排水により水道水源の水質へ影響を生じさせるおそれがある場合

- 水道水源の水質の保全を図るために必要な技術的・財政的な援助（第10条関係）
- 水道水源保全活動に対する支援（第10条関係）



議事第2号 「これまでの水道水源保全活動について」

植樹事業

水道水源保全区域（内川水域）で好適地を選定
→金沢市企業局が地権者から土地を借受け植樹

内川水系の水源涵養林を拡大

育成管理事業

地元管理会等と協力し、植樹箇所を継続的に管理
(樹木の手入れ・除草・整地・獣害対策等)

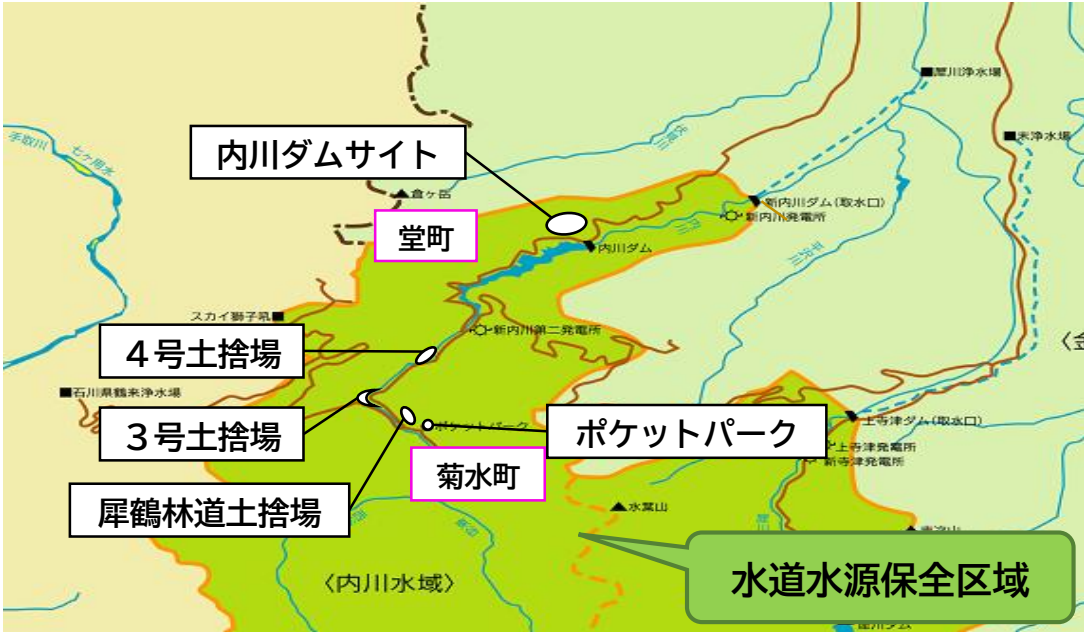
水源涵養林の機能を維持・強化



植樹前



植樹後



所在地	名称	植樹面積	植樹本数	植樹種
堂町	内川ダムサイト	3,534 m ²	140本	ミズナラ・コナラ・クヌギ・サカキ・シイノキ・ケヤキ・トチノキ
菊水町	4号土捨場	7,088 m ²	145本	イチヨウ・ミズナラ・ヤマザクラ・シダレザクラ・クルミ・ネムノキ・ミズナラ・エゴノキ・ブナ・クヌギ・コナラ・コブシ・スギ
	3号土捨場			
	犀鶴林道土捨場			
	ポケットパーク			
計	5箇所	10,622 m ²	285本	

(1) 水源涵養林の育成管理

資料 2



樹木の手入れ



動物侵入柵の設置



造園業者による補植



地元管理会による除草



水源涵養林の現況



水源涵養林の現況



令和4年8月の大雨災害により林道が崩落
→ 3号・4号土捨場は到達不可能な状況



林道が復旧次第状況を確認し、状況に応じて
補植等の必要な措置を実施

（林道復旧作業は令和6年度開始の見込み）



清掃活動「クリーンウォーク」

地元公民館主催の「春のクリーンキャンペーン」に併せて金沢市企業局、堂町保存管理会、菊水郷友会、地元住民、地元小中学校の生徒及びその保護者、協賛企業等が犀川・内川水域の清掃・除草活動を実施



<沿革>

平成6年 （	ダム湖上流への入山者増加により ポイ捨てごみが増加 →金沢市末浄水場有志による清掃 活動を開始
平成16年 （	金沢市企業局の呼びかけにより、 堂町保存管理会、菊水郷友会、地 元住民、地元小中学校の生徒と保 護者、協賛企業が清掃活動に参加
平成18年 （	「水源保全条例」施行。以後地元 公民館主催による「春のクリーン キャンペーン」に併せて実施
平成29年	クマ出没により中止
平成29年 以降	クマ・イノシシ等の出没やごみの 減少を鑑み、金沢市企業局職員に よる定期パトロールによる監視・ 回収等対応に移行

平成6年から平成28年までに延べ4,500人が参加

(2) 水源保全に関する周知啓発

資料 2

啓発用看板の設置

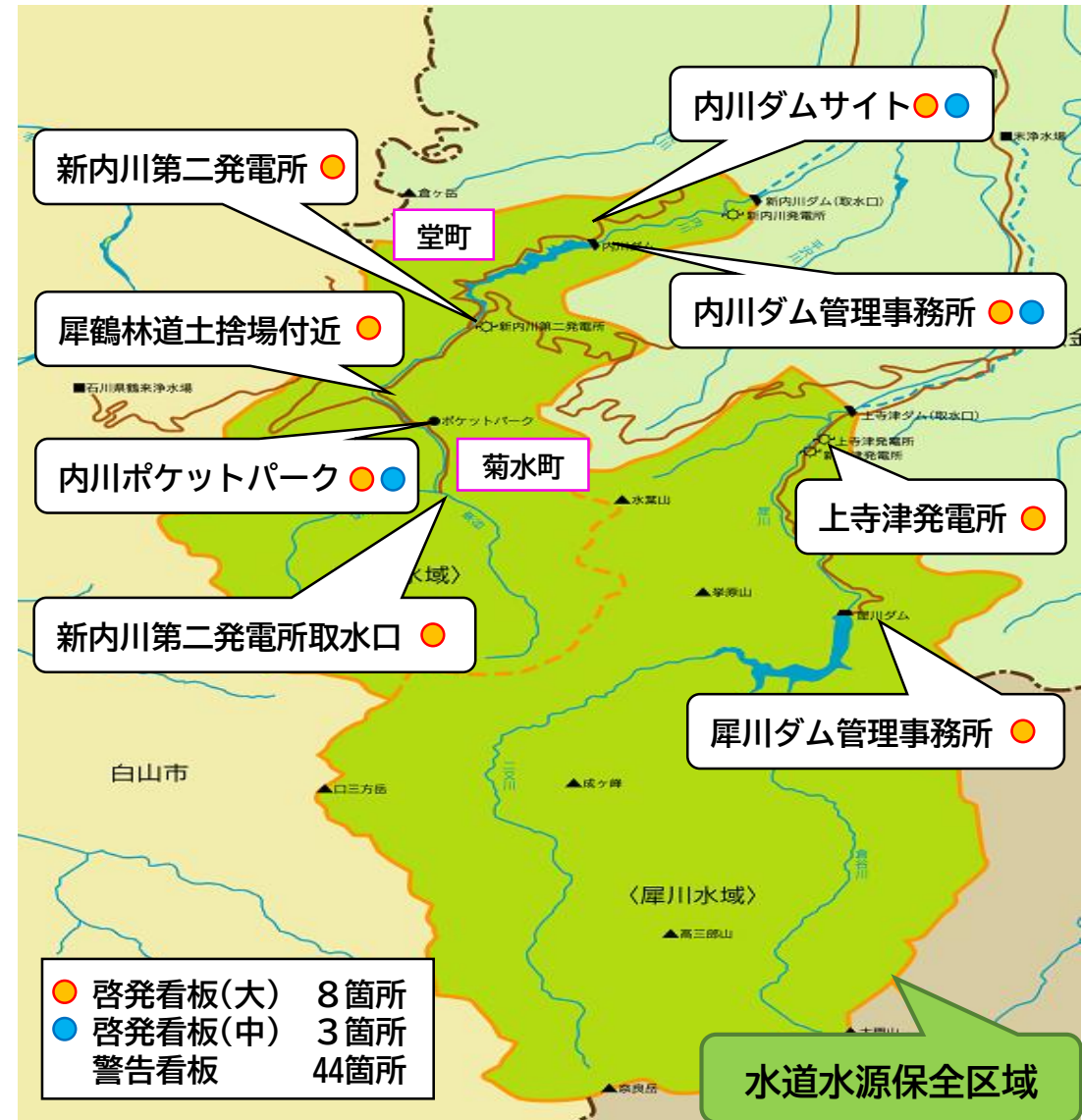
- 金沢市企業局にて計11か所に啓発用看板を設置
(犀川水域2箇所、内川水域9箇所)
- 菊水・堂町の地元保存会に警告看板を寄贈
⇒両保存会にて必要箇所に設置



啓発看板



警告看板



水道水源保全区域

リーフレットの配布

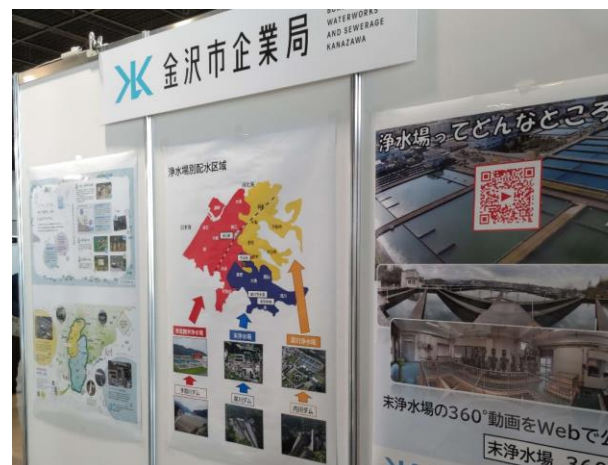
水源保全の取組を紹介するリーフレットを作成

→ 企業局庁舎・市役所等にて配布



イベント等での紹介

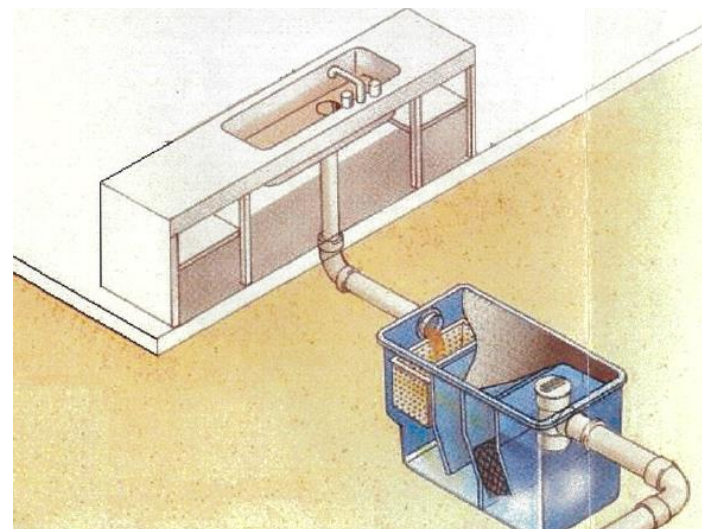
金沢市企業局が主催・出展するイベント等にて水源保全の取組について紹介



水道水源集水域の排水対策

集水域の大部分の建築物は排水処理設備が未設置であり、雑排水の処理が不十分となる場合がある

地元保存管理会へ簡易沈澱槽を支給し、雑排水による水質への負荷を低減



年度	支給先	設置数
H19	堂町保存管理会	5基
H20	菊水郷友会	3基
H21	菊水郷友会	3基
H22	菊水郷友会	3基
合計		14基



議事第3号 「今後の水道水源保全活動計画について」

①水源涵養林等の育成事業

- ・ 植樹箇所におけるこれまでの育成管理を継続して実施
- ・ 4号土捨て場・3号土捨て場
…林道が復旧次第現状を確認し、
状況に応じて必要な措置を実施
(令和6年度以降の見込み)



②周知啓発活動の継続

- 啓発用リーフレットの新規設置箇所
の選定・設置
- イベント等による情報発信
- 金沢市企業局ウェブサイト・SNS
における水源保全活動のコンテンツ
の充実



金沢市公式X



金沢市公式Facebook